

消 防 消 第 426 号
令和 5 年 12 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長

} 殿

消防庁消防・救急課長
(公 印 省 略)

消防水利の基準の一部を改正する件の公布について

平素より、消防防災行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、消防庁においては、令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）を受けて、消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）第 3 条で定める消火栓を設置する水道配管の管径基準を地域の実情に応じた緩和ができるよう、「消防水利の基準の緩和に向けた意見聴取会」を開催し、関係者の意見や科学的な検証を踏まえ検討を行った結果、一定の要件を満たした場合において水道配管を減径できるとの結論に至り、消防水利の基準の一部を改正する件（令和 5 年消防庁告示第 19 号。以下「改正告示」という。）が、別添のとおり告示されましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 告示改正内容

（1）水道配管の減径について（第 3 条第 3 項新設）

消火栓を設置する水道配管については、解析及び実測を行い、消火栓の取水可能水量が毎分1立方メートル以上であることを確認できれば、管の直径を75ミリメートル以上とすることができること。

また、この場合、地域の実情に応じた、消火活動に必要な水量の供給に支障のないように留意しなければならないこと。

(2) 第3条第2項ただし書の規定により減径できる対象の明確化

今回、第3条第3項が新設されたことに伴い、第3条第2項ただし書の規定により、従来から減径することができた管の対象を明確化したこと。

2 施行期日

令和6年4月1日

3 その他

今回の改正告示に係る運用については、年度内に別途通知する予定

【問合せ先】

総務省消防庁 消防・救急課 警防係

藤江消防水利専門官、神戸係長、小泉事務官

T E L : 03-5253-7522

E-mail : keibou@ml.soumu.go.jp